

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 法人コード | A009928              |
| 法人名   | 公益社団法人日本 P T A 全国協議会 |

#### 勧告に係る措置状況

##### (勧告事項)

(1) 令和4年度の貴法人所有の建物外装改修工事に係る元役員の背任容疑事案（以下「本件背任容疑事案」という。）により毀損した財産について、これを回復するとともに、再発防止を図るために、以下の措置を講ずること。

- ① 本件背任容疑事案により毀損した財産額を明らかにするとともに、その具体的な回復方法（回復時期を含む。）について明らかにすること。
- ② 本件背任容疑事案に係る貴法人の各機関の責任の所在を具体的に明らかにすること。
- ③ 具体的な再発防止策（下記（2）に定めるものを含めて差し支えない。）を策定し、実施を徹底すること。

(2) コンプライアンスを確保しつつ、公益目的事業を適正に実施する上で前提となる安定的かつ継続的な法人運営を確立するために、以下の措置を講ずること。

- ① 事務局長を始めとする役職者及び事務員を確保し、安定した事務体制を整備すること。
- ② 不正を防止し、コンプライアンスを確保するなどの観点から各種内部規程や契約手続を精査した上で、必要な見直しを行い、当該規程等に基づく業務執行を徹底すること。
- ③ 公益法人制度や法人運営についての知見を有する外部理事及び外部監事を始め、貴法人の運営に適切に関与できる理事及び監事を選任するための選任方法を確立すること。
- ④ 理事及び監事がその役割や責任を自覚し、十分に職責を果たすことができるよう、必要な研修や情報提供に努めること。

(3) 上記（1）及び（2）について、コンプライアンスに知見を有し、種々の事案について公正な判断ができる第三者の意見を踏まえるとともに、成案を得るまでに会員の意見を聴くなどして、具体的かつ実効性のある計画（各項目別に1年以内にとる具体的措置、期限及び当該措置の遂行に責任を持つ担当理事を記載したもの）を策定し、令和7年3月31日までに行政庁に書面で提出すること。また、同計画に基づく進捗状況及び対応状況について、令和8年9月30日までの間、半年毎に行政庁に書面により報告すること。

##### (措置状況)

##### ○改善計画の概要

改善計画の策定にあたっては、業務執行理事を中心に素案を作成するとともに、第三者の意見や協議会代表者会議を通じた正会員の意見を聴くなどして、具体的かつ実効性のある計画を目指して下記のとおり作成した（令和7年3月27日臨時理事会において承認）。ま

た、計画の各項目別に、行政庁への報告が求められる半年毎に期間を区切り、具体的措置、期限及び当該措置の遂行に責任を持つ担当理事（P17 参照）を定めている。

今後、各担当理事が計画の進捗管理を適切に行いながら遂行し、3ヶ月に1回以上理事会に報告する。理事会は当該報告を受けて協議し、半年毎にとりまとめを行う。

## 記

### （1）背任容疑事案により毀損した財産の回復及び再発防止

- ① 本件背任容疑事案により毀損した財産額を明らかにするとともに、その具体的な回復方法（回復時期を含む。）について明らかにすること。

#### ア 損害額

- ・ 令和4年度に行われた建物外装改修工事に係る工事の必要性や代金の妥当性について検証するため、令和5年度に内部調査を実施したが、当初工事は、内訳もあり内容も適正と判断できるが、追加工事の請求内容（工事内容・数量等の詳細）は検証できる状態になく、工事施工業者に説明を求めたが回答が得られない状況であった。しかしながら、その後、当該元役員がさいたま市PTA協議会における業務上横領の罪に問われ、警察による捜査が進んだ中、当法人の建物外装改修工事に係る工事代金約2,000万円のうち約1,200万円が元役員の関連会社に振り込まれていることが警察からの説明で判明し、当法人として令和6年7月10日に被害届を提出したところである。
- ・ 本件については、現在、刑事裁判が継続中であり、毀損した財産額はその結果により明らかになるものと考えているが、令和6年9月20日にさいたま地裁で行われた第1回公判の起訴状によると、令和4年度に行われた建物外装改修工事の工事代金18,782,000円のうち、12,048,900円が元役員の関連会社に振り込まれていることから、当法人として、毀損した財産額は、現時点においては「12,048,900円」であると考えている。なお、当該工事対象の建物は当法人の事務所であり、当法人のすべての活動の拠点であることから、修繕に要した費用は一定の配布割合（公益目的事業会計は65%）に基づき各会計において負担している。そのため、本件毀損額のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第18条に基づく公益目的事業財産に相当する額は、全体の65%である「7,831,785円」と考える。

#### イ 回復方法

- ・ 顧問弁護士と協議の上、毀損財産（前記認識額12,048,900円）の回復を図ることにについて刑事裁判の動向を注視しながら顧問弁護士と協議し、進めていく。

② 本件背任容疑事案に係る貴法人の各機関の責任の所在を具体的に明らかにすること。

## ア 事業計画外の業務執行の決定

### a 理事会の責任

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 90 条第 2 項第 1 項及び定款第 41 条第 1 項第 8 号により、理事会は業務執行の決定の職務を行うものとされている。

本件は、事務所建物の屋根の雨漏りという緊急に修繕工事の対応を行わなければならない状況であったと考えるが、事業計画で予定していない業務であったため、理事会で建物修繕工事の決定を決議すべきであった。そのため、理事会において本件が報告案件となった取扱いは不十分であり、建物修繕工事を実施する旨の報告を受けた時点で、理事会として本件業務について審議し、実施の決定を行うべきであった。

### b 監事の責任

監事は、監事の権限（一般法人法第 99 条、定款第 16 条）、理事会への報告義務（一般法人法第 100 条、定款第 17 条）及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない（一般法人法第 101 条第 1 項、定款第 18 条第 1 項）とされていること等から、本件の理事会の取扱いに対して意見を述べるべきであった。

### c 三役会の責任

三役会は、定款第 44 条において、会長、副会長、専務理事、常務理事を持って構成する会として設置している。三役会は、定款第 45 条において、理事会で決議した業務執行を行う為に必要な意見交換等を行うとともに、効果的な理事会運営のために理事会に提案する議題等について検討する役割を担っており、本件建物修繕工事について、一般法人法や定款を踏まえた理事会での対応を協議すべき責任があった。

また、定款第 47 条において、三役会の議事録は理事会に報告することとされているが、実態として報告されておらず、追加工事の発生や工事費が建物修繕引当資産の積立額を超過するに至ったこと等の取扱いも含め三役会における検討状況が不明であった。

## イ 法令や内部規程に基づかない不適切な業務執行

### a 業務執行理事の責任（会長の責任）

会長は定款第 11 条第 3 項により一般法人法上の代表理事であり、定款第 15 条第 2 項により、この会を代表し、その業務を執行することとされている。

また、業務執行理事の職務権限規程において、1 件 300 万円以上の契約の締結及

び支出については会長の職務権限としている（令和４年度当時の規程）。本件工事については、当初見積りの時点で 300 万円を超過しており、本件業務の執行は会長が担当すべき案件であった。

しかしながら、これらの権限と責任を有していたにも関わらず、不適切な事務処理を放置していたことは、業務執行理事（代表理事）としての責任を果たしたとは言えない。

#### b 業務執行理事の責任（専務理事の責任）

専務理事は、定款第 11 条第 3 項により一般法人法上の業務執行理事であり、定款第 15 条第 4 項により会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、総会の決議した事項及び日常の会務を統括することとされている。

また、業務執行理事の職務権限規程において、1 件 100 万円以上 300 万円未満の契約の締結及び支出については専務理事の職務権限としている（令和４年度当時の規程）。

本件工事代金は複数回にわたって支払手続が行われているが、個別の支払手続それぞれに対して職務権限が発生すると考えた場合、本件については 100 万円以上 300 万円未満の個別（追加）工事等が合計 5 回あった。

また、定款第 59 条において、専務理事は、事務局を管理統括するものとされている。

しかしながら、これらの権限と責任を有していたにも関わらず、不適切な事務処理を放置していたことは、業務執行理事としての責任を果たしたとは言い難い。

#### c 業務執行理事の責任（常務理事の責任）

常務理事は、定款第 11 条第 3 項により一般法人法上の業務執行理事であり、定款第 15 条第 5 項により会長の指示を受けて会務を処理するものとされている。

また、業務執行理事の職務権限規程において、1 件 100 万円未満の契約の締結及び支出については常務理事の職務権限としている（令和４年度当時の規程）。

本件工事代金は複数回にわたって支払手続が行われているが、個別の支払手続それぞれに対して職務権限が発生すると考えた場合、本件については 100 万円未満の個別（追加）工事等が合計 2 回あった。

また、経理規程第 6 条第 2 項により、常務理事は経理責任者とされている。

しかしながら、これらの権限と責任を有していたにも関わらず、不適切な事務処理を放置していたことは、業務執行理事としての責任を果たしたとは言い難い。

### ウ 業務の執行状況の報告及び監督等

#### a 業務執行理事の責任

一般法人法第 91 条第 2 項及び定款第 15 条第 7 項において、業務執行理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないこととされており、本件業務については、定められた職務の執行状況の報告を欠いていた。

この報告が不十分だったことにより、追加工事の発生や工事費が建物修繕引当資産の積立額を超過する状態となっていることが理事会に認識されなかった。

#### b 理事会の責任

一般法人法第 90 条第 2 項第 2 号及び定款第 41 条第 1 項第 5 号において、理事会は、理事の職務の執行の監督の職務を行うものとされているが、本件業務については結果的に追加工事の発生や工事費が建物修繕引当資産の積立額を超過するに至っており、業務執行理事に職務の執行状況の報告を求めるなどの監督が不十分であった。

#### c 役員の善管注意義務等違反

一般法人法第 64 条において、一般社団法人と役員の関係は委任に関する規定に従うものとされ、民法第 644 条において、受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務（善管注意義務）を負うものとされている。また、理事は、法令及び定款並びに総会及び理事会の決議を遵守し、法人のために忠実に職務を遂行しなければならないが（一般法人法第 83 条、定款第 15 条第 6 項）、本件において、役員が善管注意義務等を果たしたとは言い難い。

③ 具体的な再発防止策を策定し、実施を徹底すること。

### 【改善計画】

#### ア 事業計画外の業務執行の決定

業務執行理事は理事会の決議に従って業務を執行するものであることを認識し、理事及び監事はその役割や責任を自覚し、十分に職責を果たすことができるよう、必要な研修や情報提供に努める。

##### a 理事に対する研修の実施・・・(2) ④「ア 研修」(14 ページ) 参照

教育教材を作成し、役員に対して適切な時期に研修を実施する。

##### b 教育教材の専用サイトへの常時掲載等による活用等・・・(2) ④「イ 情報提供」a (15 ページ) 参照

各種制度等を日常的に確認できるセーフティネットとして、研修用の教育教材を内部向けサイトに掲載するなどにより、役員の法令等に対する理解の向上を図る。

#### <スケジュール>

○半年以内

- ・令和 7 年度理事選考期間において、理事候補者に対する研修の実施
- ・教育教材（研修用と同じもの）の専用サイトへの常時掲載等による活用

○ 1 年以内

- ・教育教材の見直しの検討

○ 1 年以降

- ・継続的に教育教材の見直しの検討

## イ 法令や内部規程に基づく適切な業務執行

### a 各種規程等の整備

- ・令和 5 年度に取り組んだもの
  - ・建物修繕に係る取扱いに関するガイドライン（令和 6 年 2 月 14 日理事会承認）  
10 年間で想定した中期修繕計画の策定と計画に基づく建物修繕の取扱いに係る留意事項を定めたもの
  - ・業務執行理事の職務権限規程の改正（令和 6 年 2 月 14 日理事会承認）  
300 万円以上の契約締結を要する案件を理事会の承認を要することに改正。
- ・令和 6 年度に取り組中のもの・・・(2) ②「ア 規程の整備」（10 ページ）参照
  - ・業務執行理事の職務権限規程の改正
  - ・経理規程の改正
  - ・印章管理規程の改正
  - ・契約規程の制定
  - ・内部通報に関する規程の制定

### b 業務執行状況報告の見直し

報告様式を定め、業務執行理事が理事会に対して 3 ヶ月に 1 回以上報告しなければならない自己の職務の執行の状況（特に、経理規程で定められている月次決算）を適切に行うことを徹底する。

### c 三役会の議事録の報告の徹底

定款に基づき、三役会の議事録の理事会への報告を徹底する。（AI の活用等）

### d 理事に対する研修の実施・・・前記（1）③「ア 事業計画外の業務執行の決定」a（5 ページ）のとおり

### e 教育教材の専用サイトへの常時掲載等による活用等・・・前記（1）③「ア 事業計画外の業務執行の決定」b（6 ページ）のとおり

### f 業務執行理事が適切に関与し、事務処理の証跡を残すためのサイボウズ Garoon による承認フローの導入、支払手続における金融機関の振込承認機能の導入、会計システムにおける業務執行理事への会計取引明細閲覧権限の付与など、DX の活用により、適切な業務執行を図る。・・・(2) ②「イ 規程等に基づく業務執行の徹底」a（12 ページ）参照

g 内部通報制度の運用・・・(2) ②「イ 規程等に基づく業務執行の徹底」c (13 ページ) 参照

公益通報者保護法に基づく内部通報制度を導入し、牽制の働く措置を講じる。

#### <スケジュール>

##### ○半年以内

- ・関係規程の改正、制定
- ・様式の見直し等、業務執行状況報告の見直し
- ・三役会の議事録の理事会への報告の徹底
- ・令和7年度理事選考期間において、理事候補者に対する研修の実施
- ・教育教材（研修用と同じもの）の専用サイトへの常時掲載等による活用
- ・DXを活用した承認フローの導入
- ・金融機関の振込承認機能の利用の必須化
- ・会計システムにおける取引明細の閲覧権限の見直し
- ・内部通報制度について、内部通報に関する規程の理事会での承認後、内部通報窓口の設置を行い、制度周知を図り、運用を開始

##### ○1年以内

- ・例えば、経理規程における支払いの根拠に基づく支払手続（＝根拠のない仮払いの禁止）等が徹底されているかどうか等の各種処理の運用状況を確認し、規程の見直しが必要と考えられるものを検証し、見直す。
- ・教育教材の見直しの検討
- ・DX関係の運用状況を確認し、必要な見直しの検討
- ・内部通報制度について、運用状況を確認し、制度の見直しの検討

##### ○1年以降

- ・財務状況を見ながら、中期修繕計画に係る調査費を計上し、調査結果を踏まえて中期修繕計画の策定及び計画に基づく業務執行
- ・継続的に規程の見直しの検討
- ・毎年度、理事選考期間において、理事候補者に対する研修の実施
- ・継続的に教育教材の見直しの検討
- ・継続的にDX関係の見直しの検討
- ・継続的に内部通報制度の見直しの検討

#### ウ 業務の執行状況の報告及び監督等

a 業務執行状況報告の見直し・・・前記(1) ③「イ 法令や内部規程に基づく適切な業務執行」b (6 ページ) のとおり

b 理事に対する研修の実施・・・前記（１）③「ア 事業計画外の業務執行の決定」a（５ページ）のとおり

c 教育教材の専用サイトへの常時掲載等による活用等・・・前記（１）③「ア 事業計画外の業務執行の決定」b（６ページ）のとおり

#### <スケジュール>

##### ○半年以内

- ・様式の見直し等、業務執行状況報告の見直し
- ・令和７年度理事選考期間において、理事候補者に対する研修の実施
- ・教育教材（研修用と同じもの）の専用サイトへの常時掲載等による活用

##### ○１年以内

- ・教育教材の見直しの検討

##### ○１年以降

- ・継続的に教育教材の見直しの検討

（２）コンプライアンスを確保しつつ、公益目的事業を適正に実施する上で前提となる安定的かつ継続的な法人運営の確立

① 事務局長を始めとする役職者及び事務員を確保し、安定した事務体制を整備すること。

#### 【改善計画】

##### ア 速やかな事務体制の整備

事務体制の整備は喫緊の課題と認識し、令和７年度中に一定の整備を図ることを目指して取り組む。あわせて、適任の人材を幅広く確保するための労働環境整備として、定年年齢の７０歳への引き上げによる高年齢者雇用安定法への対応やテレワーク勤務制度の導入等、柔軟な働き方への対応、パートタイム労働者・有期雇用労働者の通常労働者への転換要件の緩和等を図る。

##### a 事務局長

事務局の事務の統括者として、ＰＴＡ活動にも知見を有し、正会員である地方協議会の事務局との連携強化も図ることができる人材として、関係機関（日本教育会、全連小、全日中等の組織）を通じて適任者の早期の任命に全力を傾ける。（参考：令和７年４月１日付けで関係機関を通じて１名を採用予定であり、事務局長の任命を見据えて適性を見ていく。）

##### b 事務局次長

主に公益法人運営の実務面の管理において事務局長を補佐する適切な人材として、他の公益法人の事務局経験者を候補者選定の優先事項に掲げて、早期に適任者を事務局次長として任命する。（参考：令和７年２月１７日付けで他の公益法人の事務局

経験者をパートタイム労働者として採用。今後、正職員への転換や事務局次長の任命も見据えて適性を見ていく。)

c 事務局員

パートタイム労働者等の正職員転換等により早期に正職員の事務局員を複数名配置し、経理規程をはじめ各種規程で定められた役職を任命するなど役割を明確化して規程に基づいた事務処理を徹底し、安定的な事務処理体制を図る。

d 事務局の管理統括体制

定款第 59 条第 2 項により、専務理事が事務局を管理統括し、事務局長不在の間にはその職務も担当するところであり、令和 7 年度の役員体制において選任するが、専務理事が不在の間は、業務執行理事の職務権限規程第 6 条第 1 号により常務理事が専務理事の職務を代行する。

**イ 安定的かつ継続的な事務体制**

a 事務処理の証跡を残すためにサイボウズ Garoon による承認フローを導入や箇条書きでの作成が定められている各種会議の議事要旨に AI を活用するなど、DX の活用により、適切な業務執行を図る。・・・(2) ②「イ 規程等に基づく業務執行の徹底」

a (12 ページ) 参照

b 事務局員に対する研修の実施・・・(2) ④「ア 研修」(14 ページ) 参照

c 教育教材の専用サイトへの常時掲載等による活用等・・・(2) ④「イ 情報提供」a (15 ページ) 参照

**<スケジュール>**

○半年以内

- ・労働環境面の規程整備（就業規則、パートタイム労働者等就業規則、定年退職者の嘱託職員としての雇用に関する規程、テレワーク勤務規程（新））

（令和 7 年 2 月 12 日 理事会承認済み）

- ・事務体制の整備（事務局体制の増強）

- ・専務理事の選任

- ・DX を活用した承認フロー等の導入

- ・事務局員の雇用の際に研修を実施（e ラーニングの活用）

- ・教育教材（研修用と同じもの）の専用サイトへの常時掲載等による活用

○1 年以内

- ・事務体制の整備（管理職の選任）

- ・DX 関係の運用状況を確認し、必要な見直しの検討

- ・教育教材の見直しの検討

○1 年以降

- ・安定的な事務体制の整備
- ・継続的に DX 関係の見直しの検討
- ・継続的に研修の実施
- ・継続的に教育教材の見直しの検討

#### （参考）事務局のあり方の検討

- ・公益認定等ガイドラインにおいて、技術的能力の判断における公益法人の事務所について、総務機能のアウトソーシングが進められる中、書類の備置き・閲覧請求対応等を適切に実施することが確保されるとともに、公益目的事業等の内容に即して必要な事務所機能が確保されることを前提として他法人等との事務所の同居や間借り、複数法人での事務所共有も許容され得るとされている。まずは、前記ア及びイに示すとおり速やかに安定的かつ継続的な事務体制の確保に全力を注ぐが、合理性等も勘案し、中期的な視点を持って将来的な事務局のあり方についても研究、検討を行う。

- ② 不正を防止し、コンプライアンスを確保するなどの観点から各種内部規程や契約手続を精査した上で、必要な見直しを行い、当該規程等に基づく業務執行を徹底すること。

#### 【改善計画】

##### ア 規程の整備

これまでも、諮問会議規程ワーキンググループ（以下、規程 WG という。）を設置し、規程整備について取り組んできたが、以下の観点から規程整備を検討し、必要な見直しや制定を継続して行う。

- a 少人数の事務局、常勤ではない業務執行理事という状況において、遠隔であっても適正な承認ワークフローを実現するためには、電子決裁機能を活用することが不可欠である。電子決裁の仕組みについては諮問会議 DX ワーキンググループ（以下、DXWG という。）において検討するが、導入を想定し、規程に盛り込む。（事務局規程、文書取扱規程、印章管理規程、情報公開規程、経理規程、旅費規程、契約規程（制定））
- b 少人数の事務局体制においても実効性があり、不正を防止し、コンプライアンスを確保する仕組みを検討し、規程に盛り込む。
  - ・業務執行理事の職務権限規程、経理規程  
事前費用申請と支払手続の職務権限を別に定め、支出金額の意思決定と支払事務の分離を明確化等
  - ・印章管理規程  
印章の目的を規程に盛り込むことにより明確化、印章管理責任者による印章の施

錠保管の義務付け、押印時に他の事務員の立会いの義務付け等

- ・ 契約規程（制定）

特別の利益の禁止、分割発注の禁止、随意契約基準の明確化、契約書省略基準の明確化等

- ・ 内部通報に関する規程（制定）

公益通報者保護法に基づく内部通報制度を導入し、牽制の働く措置を講じる。

- c 令和7年4月1日付けで改正公益法人認定法が施行されることを受け、法令の改正に適切に対応し、制度改革の趣旨である財務規律の柔軟化・明確化、自律的なガバナンスの充実、透明性の向上に取り組み、公益の一層の増進を図る。

- ・ 定款、経理規程

公益法人認定法、同法施行規則及び公益法人会計基準の改正に伴う財産目録等の改正等の対応

- ・ 情報公開規程

公益法人認定法及び同法施行規則の改正に伴う財産目録等の備置き等に係る透明性の向上の対応

#### <スケジュール>

- 半年以内

- ・ 以下の規程の改正・制定
  - ・ 定款（改正）
  - ・ 事務局規程（改正）
  - ・ 業務執行理事の職務権限規程（改正）
  - ・ 文書取扱規程（改正）
  - ・ 印章管理規程（改正）
  - ・ 情報公開規程（改正）
  - ・ 経理規程（改正）
  - ・ 旅費規程（改正）
  - ・ 契約規程（制定）
  - ・ 内部通報に関する規程（制定）

- 1年以内

- ・ 運用状況を確認し、規程の見直しを検討（規程WGへの諮問）

- 1年以降

- ・ 継続的に規程の見直しを検討（規程WGへの諮問）

#### イ 規程等に基づく業務執行の徹底

コンプライアンスを確保し、法令、定款等を遵守して法人運営を行う能力の回復のため

め、以下の観点から実効性のある業務執行及びその徹底を図る。

- a 諮問会議 DX WG において、事務処理の証跡を残すなどの適切な事務処理の確保、少人数で処理を行うための適正で効率的な運用といった観点から、サイボウズ Garoon による事務処理や承認フローの導入、支払手続における金融機関の振込承認機能の導入、会計システムにおける業務執行理事への会計取引明細閲覧権限の付与、箇条書きでの作成が定められている各種会議の議事要旨に AI の活用などを検討し、DX の活用により適切な業務執行を図る。

#### <スケジュール>

##### ○半年以内

- ・DX を活用した事務処理や承認フローの導入
- ・金融機関の振込承認機能の導入
- ・会計システムにおける取引明細の閲覧権限の見直し

##### ○1 年以内

- ・運用状況を確認し、必要な見直しの検討

##### ○1 年以降

- ・継続的に見直しの検討

- b 教育教材の専用サイトへの常時掲載等による活用、年間の理事会での審議事項一覧の作成と理事会での共有等の情報提供の取組みにより、コンプライアンスを確保し、法令、定款等を遵守した法人運営の支援・・・(2) ④「イ 情報提供」(15 ページ) 参照

#### <スケジュール>

##### ○半年以内

- ・教育教材（研修用と同じもの）の専用サイトへの常時掲載等による活用
- ・年間の理事会での審議事項一覧の作成

##### ○1 年以内

- ・教育教材の見直しの検討

##### ○1 年以降

- ・継続的に教育教材の見直しの検討
- ・理事会での審議事項一覧の更新

- c 法令若しくは定款及び各種内部規程に違反する行為、又はそれらに違反すると疑われる行為が生じた場合における内部通報及び相談に適切に対応する体制を整えることにより、法令等違反行為の早期発見・是正を図り、内部通報者を保護し、コンプラ

イアンスを確保し、法令、定款等を遵守した法人運営を図る。

<スケジュール>

○半年以内

- ・内部通報に関する規程の理事会での承認後、内部通報窓口の設置を行い、制度周知を図り、運用を開始する。

○1年以内

- ・運用状況を確認し、制度の見直しの検討

○1年以降

- ・継続的に制度の見直しの検討

- ③ 公益法人制度や法人運営についての知見を有する外部理事及び外部監事を始め、貴法人の運営に適切に関与できる理事及び監事を選任するための選任方法を確立すること。

【改善計画】

**ア 外部理事、外部監事の設置の義務化への対応**

公益法人制度や法人運営についての知見を有する外部理事及び外部監事の設置の義務化に対応するための規程等を整備し、日本PTA全国協議会のネットワークも活用し、教育全般、PTAの実情、公益法人の運営に知見を有する有識者の中から、適任の人材を早期に選任し、法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化の防止、社会課題を踏まえた柔軟な視点から理事会運営の活性化を図る。（外部監事は従前から設置済み）

<スケジュール>

○半年以内

- ・規程WGから規程整備の答申（令和6年12月20日）
- ・特別会員の入会基準及び任期に関する規程及び定款施行細則の改正案の承認（令和7年1月15日）
- ・定款及び役員報酬規程の改正案の決議（令和7年2月13日）
- ・役員選考委員会を通じた役員選考（令和7年2月～6月）

○1年半以内

- ・改正公益法人認定法の経過措置期限（令和7年4月1日現在在任する全ての理事の任期が満了する令和8年6月）までに外部理事を設置する。（令和7年度または令和8年度）
- ・役員選考委員の改選（令和8年度役員選考から任期2年間）

○1年半以降

- ・毎役員選考時期において、役員選考委員会が、非改選役員も含めて、外部理事及び外部監事の設置状況を確認の上、役員選考を実施（定款施行細則に規定）

## イ 法人の運営に適切に関与できる理事等を選任するための選任方法の確立

以下の取組み等により、法人の運営に適切に関与できる理事等の選任を図る。

- 役員選考期間における理事候補者への研修の実施
- 業務執行理事への立候補届に所信の記載を義務付ける対象を会長から全ての業務執行理事に拡大

### <スケジュール>

#### ○半年以内

- ・役員選考期間における理事候補者に対する研修の実施（令和 6 年度役員選考より実施）
- ・業務執行理事への立候補届に所信の記載を義務付ける対象を拡大する。（会長のみ→業務執行理事全員）（令和 6 年度役員選考より運用、令和 7 年度役員選考において定款施行細則を改正）

#### ○1 年以内

- ・役員選考委員会において令和 7 年度役員選考に係る振り返りを実施

#### ○1 年半以内

- ・役員選考委員の改選（令和 8 年度役員選考から任期 2 年間）

#### ○1 年半以降

- ・継続的に役員選考方法の見直しの検討

- ④ 理事及び監事はその役割や責任を自覚し、十分に職責を果たすことができるよう、必要な研修や情報提供に努めること。

## 【改善計画】

### ア 研修

教育教材を作成し、役員、社員、事務局員それぞれに対して適切な時期に研修を実施する。

<研修教材の内容>（令和 7 年 3 月 13 日 理事会承認済み）

- ・事務処理、法人運営にかかる法令及び内部規程の体系図
- ・公益社団法人（一般社団法人）としての手続きにかかる年間スケジュール
- ・事務処理にかかる役職一覧
- ・一般法人法、公益法人認定法、定款をはじめとした内部規程等に基づく法人運営の基礎知識テキスト

- ・上記テキストのナレーション付き動画

#### <スケジュール>

##### ○半年以内

- ・教育教材の作成（令和7年1月～3月）
- ・研修の実施

| 対 象        | 研修時期                  |
|------------|-----------------------|
| 理事         | 役員選考期間（4月）            |
| 監事         | 選任後速やかに（6月・eラーニングの活用） |
| 社員（協議会代表者） | 新体制直後（6～7月）           |
| 事務局員       | 雇用の際（eラーニングの活用）       |

##### ○1年以内

- ・教育教材の見直しの検討

##### ○1年以降

- ・継続的に研修の実施
- ・継続的に教育教材の見直しの検討

#### イ 情報提供

- a 理事及び監事とその役割や責任を自覚し、十分に職責を果たすことができるよう、各種制度等を日常的に確認できるセーフティネットとして、事務局員雇用時等を実施する研修の教材を内部向けサイトに掲載するなどにより、役員、事務局員、協議会代表者等の法令等に対する理解の向上を図る。
- b 年間の理事会での審議事項一覧を作成し、理事会で共有することで、手続きに漏れが生じない適正な理事会運営を図る。

#### <スケジュール>

##### ○半年以内

- ・教育教材（研修用と同じもの）の専用サイトへの常時掲載等による活用

|                     |  |
|---------------------|--|
| 受講者ログイン URL（運用テスト中） |  |
| ログイン ID（内閣府確認用）     |  |
| パスワード               |  |

- ・年間の理事会での審議事項一覧の作成

##### ○1年以内

- ・教育教材の見直しの検討

##### ○1年以降

- ・継続的に教育教材の見直しの検討

・理事会での審議事項一覧の更新

(3) 上記(1)及び(2)について、コンプライアンスに知見を有し、種々の事案について公正な判断ができる第三者の意見を踏まえるとともに、成案を得るまでに会員の意見を聴くなどして、具体的かつ実効性のある計画(各項目別に1年以内にとる具体的措置、期限及び当該措置の遂行に責任を持つ担当理事を記載したもの)を策定する。

## ア 第三者の意見の聴取

当法人が今後講じる措置の内容等について、コンプライアンスに知見を有し、種々の事案について公正な判断ができる第三者の意見を聞くことが求められていることから、文部科学省より推薦された外部の専門家により構成される第三者委員会を設置し、意見を求めた。なお、委員及び補助者は、いずれも、当法人並びに役員及び職員等の個人と利害関係を有していない。

### ○日本PTA内閣府勧告対応第三者委員会

委員長 (弁護士)  
委員 (弁護士)  
委員 (弁護士)  
補助者 (弁護士)

|                    |                                                 |
|--------------------|-------------------------------------------------|
| 令和7年2月6日           | ・第三者委員会設置<br>・第1回第三者委員会開催<br>・当法人から委員会への関係資料の開示 |
| 令和7年2月18日          | 関係者(6名)事情聴取                                     |
| 令和7年2月19日          | 関係者(2名)事情聴取                                     |
| 令和7年2月20日<br>～3月9日 | 関係者からの架電による補充聴き取り及び追加の関係資料の開示                   |
| 令和7年3月10日          | 第2回第三者委員会開催                                     |

第1回第三者委員会における本改善計画案を提供し、計画の妥当性についても意見をいただいた。また、同計画案で不十分な点について提案いただいた再発防止策を勘案し、最終案に盛り込んだ。

なお、本改善計画を誠実に履行するためには、当法人には、本件背任事件を契機として再出発する覚悟が必要であり、その覚悟を持って取り組んでいく決意である。

## イ 会員の意見の聴取

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 令和7年2月13日 | 協議会代表者会において勧告内容等の説明          |
| 令和7年2月14日 | Web アンケートフォーム形式により地方協議会から意見聴 |

|        |   |
|--------|---|
| ～2月28日 | 取 |
|--------|---|

提出された意見を項目別に整理し、並行して作成していた本改善計画案に照らし合わせたところ、盛り込むべき事項については概ね計画案に盛り込めていたところである。

ウ 担当理事による責任を持った改善計画の遂行

| 区 分                          | 計 画                                        | 担当理事 |
|------------------------------|--------------------------------------------|------|
| (1) 背任容疑事案により毀損した財産の回復及び再発防止 | ①毀損した財産額の明確化と回復方法                          |      |
|                              | ②各機関の責任の所在の明確化                             |      |
|                              | ③具体的な再発防止策の策定、実施の徹底                        |      |
| (2) 安定的かつ継続的な法人運営の確立         | ①事務局長を始めとする役職者及び事務員の確保、安定した事務体制の整備         |      |
|                              | ②各種内部規程や契約手続の見直し、当該規程等に基づく業務執行の徹底          |      |
|                              | ③外部理事等を始め、法人の運営に適切に関与できる理事等を選任するための選任方法の確立 |      |
|                              | ④理事等に対する研修や情報提供                            |      |